



北海校校友会役員選考規程

令和8年4月1日施行

(規程の根拠)

第1条 この規程は、北海校校友会会則（以下、会則という。）第9条の規程に基づき、役員選考規程を定めるものとする。

(役員選考委員会の設置)

第2条 会則第8条の規程に定められた役員（但し、(7) 幹事の各期4名を除く）の選出を円滑に推進するため、役員選考委員会（以下、選考委員会という。）を設置する。

(役員選考委員の選出)

第3条 選考委員会の構成は委員長1名、副委員長2名の他、委員3名以上7名以内とする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 委員 7名以内

第4条 役員選考委員（以下、選考委員という。）は、卒業期の間隔を考慮し、幅広い年代層で構成されるよう人選しなければならない。

2. 選考委員の人選については、任期満了時または交代時に選考委員会で適任者を推薦し、幹事会の承認を得た上で会長が委嘱する。

(選考委員会役員の選出)

第5条 委員長は選考委員の互選とし、校友会会長が委嘱する。

2. 副委員長は委員長が指名することができる。
3. 事務局として校友会総務部が担当する。

(招 集)

第6条 選考委員会は委員長が招集し、議長を務めるものとする。

2. 選考委員会は、選考委員の過半数をもって開催することができる。

(校友会役員の選考基準)

第7条 校友会役員の選考に際しては、次の各号の要件を十分に考慮して行うものとする。

- (1) 人格的に優れ、母校との関係を大切にし、校友の絆を高め校友会活動意欲のある人。同年代の支持があり、且つ幅広い年代層から支持が得られ、校友の総意が反映される運営ができる人。
- (2) 校友会の財政を理解し、財源を校友会の活性化と在校生の支援に効率的運用し、校友会の運営を行うための財政的感覚のある人。
- (3) 学校側（教職員を含む）とコミュニケーションを図り、相互理解を深め、互いの立場を理解し校友会の運営を出来る人



(役員候補者の選考方法)

第8条 選考委員会は候補者を会則第9条に基づいて会員の中から選考を行うものとする。

2. 自薦による場合は決意表明、経歴書、校友会員50名以上の推薦者名簿を添付し、選考委員長に届け出なければならない。
3. 委員長は予め役員候補者名簿を作成し、他の選考委員に候補者を周知しなければならない。

(議 決)

第9条 選考委員会の議決は、選考委員の過半数をもって成立する。ただし、可否同数の場合は、委員長が決する。

(選考結果の報告)

第10条 選考結果の報告は、選考委員長が幹事会及び総会において行うものとする。

(任 期)

第11条 選考委員の選任は役員改正前年7月1日から2年後の総会までとする。

2. 選考委員の任期については、継続性を重視し半数を再任とする。
3. 重任は妨げない。

(選考委員会の休止等)

第12条 選考委員会は、幹事会において選考委員長が選考結果を報告した時点で選考活動を休止する。

2. 選考が役員の定員に満たない場合は、引き続き選考活動を継続して行う。候補者の選考が終わり次第、常任委員会に報告し承認を求めるものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程を改廃する場合は、幹事会の過半数の議決を必要とする。

附 則

令和5年4月1日施行

令和8年4月1日施行

1. 本会則の施行日において、現に存在する役員は従前の規程による。
2. 重任回数算定の算定は、本改正の施行後から起算する